

# 司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第20号 平成31年(2019年)3月15日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9階 宏和法律事務所内

URL <http://www.shihouaccess.jp>

## 第20号

### Contents

「技能実習」の問題点など残し4月施行へ —改正入管法	2
.....	
法曹養成に短縮コース	3
.....	
同性婚認めないのは憲法違反 —4地裁で訴訟提起される	4
.....	
児童相談所の機能強化、体罰禁止規定の検討へ	5
.....	
原発避難者訴訟(横浜地裁)、国の責任を認める	6
.....	
通報者の保護対策はなお不十分 —公益通報制度法改正、最終報告書まとまる	7
.....	
大嘗祭公費支出に違憲訴訟	8
.....	
あおり運転事故、重罪認定続く	9
.....	
安保法制違憲訴訟、全国22地裁で展開 —東京地裁(国賠訴訟)は7月結審へ	10
.....	
カード会社、会員に知らせず捜査当局に利用情報提供	11
.....	
各国で興味深い取り組み —台湾法律扶助国際会議	12
.....	
『法律扶助の質』を定義する ～第3回ILAC国際会議の報告～	大野鉄平 13
.....	
編集後記	16
.....	

## 「技能実習」の問題点など残し4月施行へ 一改正入管法

**昨**年12月8日、政府与党は、僅か38時間の国会審議で外国人労働者の拡大を目指し改正入管法を成立させました。主な改正点は、新たな在留資格として「特定技能1号」と「特定技能2号」を創設し、一定の技能を有する外国人労働者が、専門的・技術的分野以外のいわゆる単純労働分野に就労することを可能にするるとともに、新たに「出入国在留管理庁」を創設することにした点にあります。従来、高度な専門性を有する外国人材に限り、就労目的で在留することを認めてきた我が国の在留管理政策を大転換させるものです。

この改正案は各界から多くの問題点が指摘されましたが、政府与党は会期中の成立と本年4月からの施行を最優先し、制度の意義や制度設計に関する本質的議論を避け、制度の具体的内容の多くを改正入管法を受けた政府方針と政省令に委ねていました。

昨年12月25日、政府は新在留資格「特定技能」の枠組みを定めた「基本方針」と、業種ごとに人数などの詳細を定めた「分野別基本方針」、外国人材の受け入れ・共生のための「総合的対応策」のいわゆる3点セットを閣議決定しました。これにより、政府が国会審議中に「詳細は法案成立後に示す」としてきた新制度の概要がようやく示されたものです。

### ☛ 抽象的な指針に留まる「3点セット」

このうち、「基本方針」においては、特定技能資格制度の制度運用の基本が定められおり、制度の意義、在留可能な人材の技能や日本語能力等の要件、政府の取り組みなどが示されています。政府の取り組みとしては、外国人労働者の大都市集中を防ぐこと、悪質仲介業者を介在させないこと、外国人の雇用形態は原則フルタイムの直接雇用とし、給与は同種の日本人以上とするなどが盛り込まれています。

「分野別基本方針」では、特定技能外国人が就労可能な14の個別分野毎の運用方針が示されています。分野としては「介護」「ビルクリーニング」「素形材産業」（以上厚労省所管）、「産業機械・製造業」「電気・電子情報関連産業」（以上経産省所管）「建設」「造船・船用工業」「自動車整備」「航空」「宿泊」（以上国交省所管）、「農業、漁業、飲食品製造」「外食業」（以上農水省所管）であり、分野毎に受け入れ数、必要

とされる技能や日本語能力及びその試験内容と実施時期、雇用形態などが示されています。

これによると、本年4月からの5年間の最大受け入れ見込み人数は最大が「介護」の6万人、最少は「航空」の2,200人であり、4月施行の段階で特定技能1号のうち試験実施予定なのは「介護」「宿泊」「外食」の分野にとどまっています。これら3分野には、特定技能に移行可能な技能実習生がいないために、知識・経験を測る試験が必要であるからです。その他の分野については、移行要件である3年間の実習経験を持つ技能実習生が存在し、制度運用開始に伴って特定技能資格を取得することが期待されるため、試験の開始は2019年以降となっています。従って、当面は試験を受けずに在留資格を変更できる技能実習生が「特定技能1号」の中心となることとなります。

なお、熟練した技能が必要な「特定技能2号」の試験実施時期については、「建設」が2021年度、「造船」「船用工業」も2021年度とされていますが、その他の分野は全て未定となっています。このことは、在留期間の上限がなく、家族の帯同が可能な「特定技能2号」は当面はこの2分野が対象であることを示しています。

「総合的対応策」では、「外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動」「生活者としての外国人に対する支援」「外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組」「新たな在留管理体制の構築」に分け、全126項目にわたって列挙されていますが、多くが2006年以降実施されてきた、「生活者としての外国人に対する総合的対応策」の焼き直しといわざるを得ないものであり、新制度をフォローする中身に乏しいものとなっています。

今回政府が示した「3点セット」は、施策をどのように実現するかについての具体的プロセスや実施体制、財政的裏付けなどが不明なもので、いわば「お題目」の羅列となっています。実施主体となる自治体、企業、NPO等の具体的責務と役割分担は示されず、予算や人材確保についても明らかにされておらず、実効性が担保されているものとはなっていません。

本年1月25日に行われた国会の閉会中審査では、都道府県や政令指定都市に100か所設置が予定されている「多文化共生総合相談ワンストップセンター

(仮称)」につき、多言語対応の人材確保の困難など準備不足が指摘されていました。また、特定技能外国人は転職可能であるため都市部への集中が懸念されますが、これに対する防止策も政府は十分に説明できていない状況にあります。

今回の改正に対しては、失踪や受け入れ先の不正、人権侵害が相次ぐ「技能実習制度」の問題点を克服することなく、むしろこれを温存したと指摘する向きもあります。在留期限の切れた技能実習生に残ってもらう便法として、強引に新制度を作ったのでは

との指摘もあります。

政府としては、出来るだけ早い時期に技能実習制度の廃止を含む根本的な見直しを行い、我が国の外国人受け入れに関するより実効的で、国際人権基準に適合した政策を打ち出す必要があるといえます。

(主な参考資料 2018年11月15日東京新聞、同12月25日朝日新聞、2019年1月25日朝日新聞、2018年11月13日改正入管法に関する日弁連意見書)

## 法曹養成に短縮コース

**政**府は法曹志願者の減少を食い止めるために、法科大学院と司法試験の改革を進めることを決め、今国会中に関連法の改正を目指しています。

現在の法科大学院は2004年度に始まり、これを終了しないと司法試験の受験はできないのが原則で、法学部出身の「既修者」は2年、他学部の卒業者は3年が基本となっています。発足前には、修了者の8割程度が司法試験に合格するものとされ、05年度には法科大学院は74校ありましたが、司法試験の合格率は初回が48%で、その後も下がり続け、最近では2割台となっています。こうした事情を反映して、法科大学院志願者は減り続け、04年度に約7万3千人だった志願者は18年度では約8千人となっています。大学院の撤退も続き、19年春の新生を募集するのは36校にとどまっています。

志願者が減少した大きな原因の一つとして、11年度から導入された「予備試験」があり、法科大学院を終了しなくても司法試験が受けられてきました。この「予備試験」は、経済的に大学院に通えない人の救済策として設けられたものですが、実際には短期間で合格を狙うパイパスとして使われてきました。

中央教育審議会は大学入学から5年で大学院修了まで進める「法曹コース」を提言し、政府も導入す

る方針を決めました。大学院在学中の司法試験受験も認められます。これにより、これまでは大学入学から法曹資格取得まで通算で約8年かかっていたものが、約6年に短縮可能となります。

司法試験の科目についても、これまでであった選択科目（倒産法、租税法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法〈公法系〉、国際関係法〈私法系〉から1科目選択）が論文式試験から外されることとなります。

この改革案について、法科大学院協会は概ね同意しているとされますが、法律関係の学会や研究グループからは司法制度改革に逆行するという反対があり、また司法試験から選択科目を外すことについても強い反対が表明されています。

臨床法学教育学会理事長の須網隆夫教授（早稲田大学法科大学院）は、「学部も大学院も、司法試験の予備校となり、法科大学院制度が実質的に崩壊する危険がある。司法制度改革を反故にしかねない」と指摘しています。

法曹コースは20年4月からの導入をめざし、在学中の受験は23年の司法試験から適用される方向です。

(主な参考資料 2019年2月19日朝日新聞、同2月20日読売新聞)

## 同性婚認めないのは憲法違反 — 4 地裁で訴訟提起される

**同**性婚を認めない民法や戸籍法の規定は違憲だとして、同性カップル13組が2月14日、札幌、東京、名古屋、大阪の4地裁に一斉に提訴しました。原告は、憲法が保障する「婚姻の自由」を侵害され、精神的苦痛を受けたと主張しており、性的少数者への理解が国内外で深まっている中、同性婚を認める法整備を長年怠ってきた国会の「立法不作為」により損害を被ったとして、国を相手に1人あたり100万円の賠償を求めています。原告は計26人で、日本人女性をパートナーに持つドイツ人や米国人も含まれています。

憲法24条は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」として定められており、政府は「同性婚は想定していない」という立場ですが、同性婚を認める国は近年急速に増加しており、司法判断が注目されます。

### ☁ LGBT への差別禁止は世界的な流れ

LGBTを社会的に認め、性的志向による差別を禁じる動きは近年急速に高まっています。

NPO法人EMA日本によると、同性婚や登録パートナーシップの権利を保障する国は世界の20%の国に及んでおり、同性婚を認める法律を持つ国は2001年1月に法律を制定したオランダをはじめカナダ、スウェーデン、フランス、英国(北アイルランド除く)、米国、ドイツなど25か国にのぼり、登録パートナーシップなどを持つ国や地域としてはイタリア、オーストリア、チェコなどがあります。

米国では2015年に連邦最高裁は「婚姻する権利は人の自由に内在する基本的権利だ」として、全ての州で同性婚を認める判決をだしました。

### ☁ 8割が「同性婚の合法化」に肯定的(電通調査)

日本でも、1997年、東京高裁は東京都府中青年の家が同性愛者団体の宿泊を拒否したことをめぐる訴訟の控訴審で、「同性愛者の権利擁護に、無関心であったり知識がなかったりということは、公権力の行使に当たる者として許されない」と指摘しました。2015年には同性愛者ら約450人が、同性婚が出来ないのは違憲として日弁連に人権救済を申し立てています。東京の渋谷区と世田谷区は同年、同性カップルの公認制度を始め、同様の制度は政令指定都市を

含む11市区町に拡大しています。民間でも、保険金の支払いや社内の慶弔規定などで、法律婚と変わらない扱いをする企業が増えています。

昨年10月下旬に電通がインターネットを通じて実施した調査結果では、「同性婚の合法化」について聞いたところ、「賛成」「どちらかという賛成」とした人は78.4%にのぼり、若年層では賛成の割合がより高い傾向がみられました。

### ☁ 残る差別と偏見、原因の一つに法的未整備

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなどの性的少数者に対する理解は進んできたとはいえ、偏見は残り、今回提訴した原告の13組中15人は匿名となっています。NPO法人「ReBit」の調査では、就職活動を経験したLGBTなど性的少数者の4割以上が、選考時に面接官などからハラスメントを受けたり、困難を感じていたとされます。偏見が残る原因の一つとして、国が同性カップルを無視してきたことがあります。同性婚が認められないことは差別と偏見だけでなく、相続やパートナーの手術の同意手続きにも困難をもたらしています。

政府が同性婚を認めない根拠としている、憲法24条の文言について、憲法学者である木村草太教授(首都大学東京)は、『両性』は男女を意味しているが、同条の趣旨は家庭内における個人の尊厳と男女平等を定めることにあり、同性婚を禁止しているわけではない」と指摘し、同性間に類推して適用することも可能とみています。この訴訟の弁護団はさらに積極的な解釈から、同条は相手の性別を問うことなく結婚の自由を保障していると主張し、同性同士の結婚を認めない民法などは、結婚の自由を侵害しているとしています。これについて内閣法制局幹部は「憲法が同性婚を禁じているとまでは言えないが、同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられている」としています。

立憲民主党は同性婚を可能にする民法改正案などを準備中ですが、自民党は16年作成のパンフレットで「同性婚容認は相容れない」と反対を掲げ、同性カップルに結婚に準じた権利を認めるパートナーシップ制度にも「慎重な検討が必要」としています。

(主な参考資料 2019年2月13日、15日朝日新聞、同2月15日読売新聞)

## 児童相談所の機能強化、体罰禁止規定の検討へ

**本**年1月、野田市の小学4年生の栗原心愛さんが自宅で死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件では、父親の長期にわたる虐待に対して児童相談所（児相）が適切に対応してこなかったことが問題となっていますが、こうした事件の防止のために、二つの方向で施策が検討されています。その一つは児相の介入機能強化に向けた施策、今一つは虐待防止のための法整備で、これには児童虐待防止法の改正だけでなく、民法が規定する親の懲戒権の削除が含まれています。

### ☛ 児童相談所の不適切な対応が招いた悲劇

柏市の事件では、2017年11月、児相は心愛さんの訴えにより一時保護し、12月下旬には親族宅での養育などを条件に一時保護を解除、児相は18年2月、虐待のリスクが高い家庭と認識しながら、本人の帰宅を了承し、心愛さんは18年3月上旬には親族宅から自宅に戻りました。一次保護の理由になった「父親からの暴力」はその後も続きましたが、児相はその後家庭訪問もすることなく、心愛さんは今年1月24日死亡しました。

この事件では、父親は母親に指示して心愛さんに「暴力は嘘」という書面を書かせ、18年2月26日児相に見せており、児相はこれに不審を持ちながら心愛さん本人に確認することなく2日後の28日に会議を開いて自宅に帰ることを了承していました。

### ☛ 介入と支援の機能分化、 弁護士・医師などの配置検討

児童相談所は虐待が疑われた場合、危険があると判断すれば、保護者の同意なしに一時保護する（職権保護）権限を持つほか、臨検・捜索、施設入所、親権制限（家庭裁判所の許可による）など、強い権限を持っていますが、他方で保護に至らなかったり、一時保護から家庭に返すケースでは家庭を支援する役割があります。こうした支援では保護者との信頼関係を築くことが大切ですが、「児相職員が保護者との関係を重視するあまり、対立をためらう傾向があ

る」と指摘されてきました。

2018年3月に東京都目黒区で5歳児が虐待で死亡した事件では、児相職員らが家庭訪問したが、母親から面会を拒否されたことが報告されています。

厚生労働省のワーキンググループが作成した改善素案では介入と支援で部署や担当職員を分けることや、介入の際の弁護士・元警察官の活用などを挙げ、都道府県が体制整備のための計画を策定すべきとしています。厚労省は柏での事件発生も考慮し、介入と支援を担当する部署を分けることや、全ての児相に弁護士、医師、保健師を配置することも検討しており、関連法の改正案を通常国会に提出することとしています。

### ☛ 民法の懲戒権規定の削除検討も

柏の事件では長期にわたり父親による虐待が繰り返されたものとみられますが、その背景に、親権者の子どもへの懲戒権を認めている民法の規定があることから、超党派の議員連盟などでは2月19日、民法の懲戒権の規定を削除するよう、山下貴司法相に申し入れました。山下法相は申し入れに先立つ記者会見で、「この規定の在り方について必要な検討を行う。具体的な検討方法やスケジュールについて民事局に検討させている」と述べています。また根本匠厚労省は同日の記者会見で、今国会に提出を予定している児童虐待防止法改正案に体罰禁止の規定を盛り込むことを検討する考えを表明しています。朝日新聞社が2月16、17日に行った世論調査では、親による体罰を法律で禁じることの是非について、「禁止する方がよい」は46%で、「しない方がよい」の32%を上回っています。

なお東京都は2月13日、子どもへの虐待防止を目指す条例案を公表しましたが、これには保護者による体罰などを禁じる条文が盛り込まれています。

（主な参考資料 2019年2月7日、9日読売新聞、同2月10日、20日朝日新聞）

## 原発避難者訴訟（横浜地裁）、国の責任を認める

**東**京電力福島原発事故で福島県から神奈川県などへの避難者175人が、国と東電にふるさとを奪われた慰謝料として約54億円を求めた裁判で、横浜地裁（中平健裁判長）は2月20日、両者の責任を認め、152人に対し約4億2千万円の支払いを命じる判決を下しました。全国で約30の同種の集団訴訟で8例目の判決で、国が被告となった6件のうち国の責任を認めた5件目のものです。東電の責任は全ての判決で認められています。

この訴訟では、原発事故を引き起こした巨大津波の予見可能性及び回避可能性と、避難区域外からの避難者を含む「ふるさと喪失慰謝料」の妥当性が争点でした。

判決は、「国は、2009年9月の時点で貞観津波（869年）の堆積物調査に基づく東電からの報告により、敷地高を超える津波の到来、これによる電源設備の被水、全電源喪失、水素爆発・大量の放射性物質の放出という事態の発生を予見できた」としました。

これまでの訴訟では、文化庁地震調査研究本部が2002年7月に作成した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」に基づき2008年の時点で東電が行った最大15.7メートルの津波試算により予見できたとしていましたが、今回はこれに加え、実際にあった過去の津波のデータに基づき予見可能性を判断した点に特徴があります。

判決は、そのうえで、「予見される結果が重大であれば、国は直ちに事故を回避するための行政上の手続きに着手すべきで、電源設備の移設は2010年末まで実現可能であった」とし、国が東電に規制権限を行使しなかったのは「著しく合理性を欠く」として国の責任を全面的に認めました。

### ☝ 賠償額は避難の区域指定に応じて

今回の判決は、慰謝料請求については避難地域の内外を問わない賠償を求めた原告に対し、避難区域外からのいわゆる自主避難の合理性についても一応の認定はしたものの、賠償額の算定にあたっては、基本的に避難の区域指定に応じたものとなっています。

具体的には、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備地域からの避難者に対し、『ふるさと喪

失慰謝料』として、国の中間指針に最低50万円、最高450万円の上積み認めました。原告弁護団は、閉廷後の記者会見で「避難指示区域からの避難について『ふるさと喪失慰謝料』という言葉で、その中に様々な権利侵害が含まれていると認定した判決はおそらくはじめてではないか。額としても従来からの認定を相当程度超えている」と述べています。

一方、自主避難（区域外避難）については、原告側は区域内外の全ての原告の自宅付近の土壌、空間線量を測定して調査し、ほとんどの家で原発事故後50年の累積線量が50ミリシーベルトを超えるというデータを示したうえ、いわゆる「LNTモデル」（被曝線量と健康影響との間には、しきい値がないという考え方）による補償を求めたものの、「低線量被曝によるがんの発生リスクについての専門的知見は、無被曝者が従前の被曝量をわずかでも超える被曝をすれば、がん発症ほかの健康上の影響を受けるということを実証するものでないから、直接の基準とすることはできない」としてこれを斥けました。その一方、国と東電が「100ミリシーベルト以下の被曝では影響が小さく、損害は生じていない」と主張したことに対しては、「（100ミリシーベルト以下であっても）、将来がん罹患したとしても、それが放射線被曝を原因とするものかどうかは判然としないであろうという事態を受忍して生活を続けることは精神的損害がある」として中間指針で定める賠償額では不十分と認定し、原則一人30万円、子ども・妊婦は100万円などの慰謝料を認めました。

現在、全国で1万2千人以上の福島原発事故被害者が国と東電を被告として訴訟を提起しています。

今回の横浜地裁判決は、事故の予測可能性と回避可能性についての国と東電の責任を全面的に認め、「ふるさと喪失慰謝料」にいても、中間指針をもって「支払い済み」とする国と東電を批判し、相当程度の上積みをしたものであり、全国で続けられている多くの原発事故被害訴訟に影響を与えるものとみられます。

（主な参考資料 2019年2月20日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞）

## 通報者の保護対策はなお不十分 —公益通報制度法改正、最終報告書まとまる

**内** 閣府消費者委員会の調査会は、昨年12月26日公益通報者保護法の改正に向けた最終報告書をまとめました。

公益通報者保護法は、内部告発を行った従業員に対する解雇や減給その他不利益な取り扱いを無効とするなど公益通報を行ったものを保護することを目的として2004年6月に公布され、2006年4月から施行されたものですが、制定当初から「保護されるかどうか分かりにくい」「保護される範囲が狭い」「結局は、裁判をしないと保護されない」などの問題点が指摘され、当初から実施状況などを踏まえ、5年後を目途に見直しを検討することとされていました。

その後の検討はなかなか進んでいませんでしたが、施行後12年以上経てようやく改正の方向性が定まったものです。

報告書によると、今回の改正の柱は、①保護対象を現役の従業員だけでなく、役員や退職者にも広げること、②事業者などに内部通報体制の整備などを義務付けること（但し、従業員300人以下の場合は努力義務）、③通報者に不利益処分を行った民間事業者には是正勧告をし、従わない場合は事業者名を公表することなどとなっています。

これらは、公益通報制度をより実効的にするうえで一步前進とはいええるものですが、いくつかの問題点を積み残しているものともなっています。

具体的には、最大の問題点のひとつであり、通報者や有識者からの要望が強かった内部通報者に不利益取り扱いをした事業者に対する罰則規定は導入されませんでした。この結果、解雇処分などの不利益

処分を受けた内部通報者は、（事業主が行政措置に従わない場合）、これまで通り、自ら訴訟を起こして事業者と戦うしかない状況が続くことになります。

また、金沢大学医療過誤事件やオリンパス不当配転事件などにおける情報漏洩を踏まえ、日弁連などから出されていた内部通報者からの通報を受け付ける事業者や行政機関の担当者に守秘義務を課し、違反した場合は刑事罰を導入するとの意見も盛り込まれませんでした。報告書は、組織内での保秘態勢づくりを求めるといふあいまいな対応にとどめています。

ところで、公益通報制度では、公益通報を1号通報（事業者への通報）、2号通報（行政機関への通報）、3号通報（外部への通報）に分け、できるだけ1号通報に誘導すべくマスコミなどの3号通報には厳しい真実相当性の要件などが課せられています。日弁連はこれに対しても要件緩和すべきとの意見を出していましたが、これも報告書に盛り込まれませんでした。

公益通報は、消費者被害の拡大を防ぐだけでなく、企業の体質を改めさせる契機にもなります。今日、不正会計、データ改ざんや品質のごまかしなどの不祥事が続発しています。消費者庁は、公益通報制度改正案を取りまとめ、今通常国会へ提出するとしており、内部告発者を守り、公益通報制度をより実効的なものにすべく、今後とも目の離せないといえます。

（主な参考資料 2019年2月17日朝日新聞、2018年11月9日公益通報者保護法「中間整理」に対する日弁連意見書）

## 大嘗祭公費支出に違憲訴訟

**天**皇の代替わりに行われる「即位の礼」や「大嘗祭」に公費を支出するのは、憲法が定める国民主権や政教分離の原則に反するとして、市民やキリスト教、仏教家など241人が昨年12月10日、支出の差し止めと一人当たり1万円の損害賠償を求め東京地裁に訴訟を提起しました。

原告側は、即位の礼や大嘗祭などは、神話に由来する神器が用いられたり、皇室神道形式で行われることから宗教色が強く、執行によって他の宗教者らが大きな圧迫感を受けるなどと指摘し、政府が特定の宗教行為に公金を支出する政教分離違反があれば、信教の自由などが侵害されるとしています。

大嘗祭をめぐるっては、平成の代替わりの際にも、知事等の儀式への参列の合憲性が争われ、最高裁は、知事らの大嘗祭への参列は、いわゆる目的効果基準に照らし、政教分離原則に反しないとしています。儀式そのものについては判断しておらず、支出の差し止めを求めた訴訟の第二審で大阪高裁は原告の主張を退ける一方、「大嘗祭が神道儀式としての性格を持つことは明らかで、違憲の疑義は一概には否定で

きない」と指摘しています。専門家の間でも違憲とする声が多く、大嘗祭への公費支出は日本の立憲体制にそぐわないとの指摘があります。

訴えを受けた東京地裁は、この訴訟について差し止め請求と損害賠償に分離し、差し止め請求としては口頭弁論を開くことなく本年2月5日、「国民が納税者としての権利で差し止め訴訟を起こすことを定めた法律はない」として訴えを不適法としました。

2月25日には損害賠償について第1回口頭弁論が開かれています。

大嘗祭については昨年11月、皇室の私費である内廷費で賄うべきであるという皇族の考えが宮内庁長官に伝えられていたことが明らかにされましたが、政府見解は「公的性格を持つ皇室行事」とされ、宮廷費から支出するのが相当とされています。

政府は「即位礼正殿の儀」を国事行為として10月22日に、大嘗祭を「公的な皇室行事」として11月14・15日に執り行うことを決めています。

(主な参考資料 2018年12月11日東京新聞)

## あおり運転事故、重罪認定続く

**横**浜地裁（深澤茂之裁判長）は、昨年12月14日、前年6月の東名高速道一家死傷事件において、石橋和歩被告（26歳）に危険運転致死罪の適用を認め懲役18年（求刑23年）を言い渡しました。

この事件は、被告がパーキングエリアで被害者から駐車方法について注意されたことに腹を立て、高速道路で4回にわたり「あおり運転」を行い、最終的に被害者車両を追い越し車線に強制的に停車させ、被害者に暴行を働いた後、自分の車に戻ろうとしたところ、後続トラックが被害者車両に追突し、被害者夫婦が死亡し、子ども2人が障害の結果を負ったというものです。

神奈川警察は、当初過失運転致死傷容疑で逮捕しましたが、横浜地検はより法定刑の重い危険運転致

死傷で起訴しました。

危険運転致死傷罪は平成25年に制定された「自動車運転死傷処罰法」によって設けられた罪で、自動車の悪質・危険な運転のうち、重大な死傷の結果を生じさせる可能性のある危険運転行為を類型化しています。今回の事件では、類型化されている行為のうち「人または車の通行を妨害する目的で、走行中の車両の直前に侵入し、その他通行中の人または車に著しく接近し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で車両を運転する行為」（同法2条4項）に該当するかどうか争点となっていました。

被告側は「事故は停車後に起きており危険運転死傷の要件には該当しない」として無罪を主張していました。



## 🍁 あおり運転と死亡事故に因果関係認める

判決は、事故直前の停止行為が「危険運転」にあたるとの検察側の主張に対しては法律が「速度」という要件を規定していることからこれを斥けたものの、「本件死傷事故は、直前4回に及ぶ妨害運転ならびにこれと密接に関連した被告人車両、被害者車両の停止、被害者に対する暴行等に誘発されたものであり、被告人が妨害運転に及んだことによって生じた事故発生の危険性が現実化したものである」とし、被告人のあおり運転と死亡事故には因果関係があるとして、危険運転死傷罪が成立するとしました。

本件は、自動車運転死傷処罰法が想定していない停車時におきたものであり、罪刑法定主義の関係からどのように判断されるか、厳罰を望む被害者家族の声もあり、社会的にも大きな注目を集めていました。

なお、弁護側は、12月21日、判決を不服として控訴し、「因果関係を広くとり、成立を認めた判決に納得がいかない。公共性が高い事例で、どこまで因果関係が認められるべきか、上級審で明らかにしてほしい」「危険運転の処罰範囲を明確化するため、法改正を含む立法機関の対応を求めます」とのコメントを出しました。

大阪地裁堺支部（安永武央裁判長）は、本年1月25日、昨年7月「あおり運転」でオートバイに追突し、大学生を死亡させた中村精寛（46歳）被告に殺人罪を適用し、懲役16年（求刑18年）を言い渡しました。

この事件は、被告人が堺市の府道で被害者のオートバイに追い抜かれたことに腹を立て、あおり運転を行い、時速96～98キロのスピードで被害者のオートバイに追突し、被害者を死亡させたというものです。

大阪府警は当初、自動車運転処罰法違反（過失致傷）容疑で逮捕しましたが、ドライブレコーダーの解析

などであおり運転が判明、殺人容疑などで再逮捕し、大阪地検も殺人罪で起訴していたものです。

ドライブレコーダーには、オートバイに抜かれた直後から約1キロ、1分間にわたって加速や急接近しながらクラクションやパッシングを繰り返すなどのあおり運転が記録されており、検察側は被告人が車を加速させて猛スピードでバイクを追跡し、回避を試みず衝突したとして殺人罪の適用による厳罰を求めています。

公判で、弁護側は、「被告人が被害者の運転に腹を立てたことはない」としてあおり運転を否定し、「衝突の一秒前にバイクに気づいてブレーキをかけたが間に合わなかった」などとして過失による事故だと主張し、殺意を否定していました。

判決で、安永裁判長は「あえて被害車両に衝突させた。死んでも構わないという気持ちが表れていた」と殺意を認定しました。なお、公判においては、検察側から衝突後に「はい、おわり」という被告人の声が記録されているドライブレコーダーも提出されていました。

この判決に対し、弁護側は2月4日、大阪高裁に判決を不服として控訴を申し立てました。

けがや事故のないあおり運転者を暴行容疑で逮捕（愛知）、あおり運転事故で相手にけがをさせた男性を傷害容疑で書類送検（福井）など、あおり運転を「故意」として刑事処分する例が目立ってきており、今回のような悪質な事案では重罪認定の傾向が強まっています。

あおり運転は厳しく批判されなければなりません。罪刑法定主義に照らし、厳罰化一辺倒の適用にならないように、慎重かつ理性的な対応も併せて必要といえます。

（主な参照資料 2018年12月14日産経新聞、2019年1月25日東京新聞）

## 安保法制違憲訴訟、全国22地裁で展開 —東京地裁（国賠訴訟）は7月結審へ

**2**015年9月に強行採決され、2016年3月に施行された新安保法制を違憲とする集団訴訟は、無党派有志の弁護士の参加による手弁当の訴訟としてスタートしながら、今や極めて大きな全国的展開を遂げています。本年2月14日現在、全国22地裁で25裁判（原告総数7,637名）が継続中であり、更に福岡と鹿児島において第3次提訴が予定されています。

このうち、全国に先駆けて2016年5月に東京地裁に提訴された国家賠償訴訟は、昨年7月20日の第8回期日において、着任したばかりの裁判官が8名の証人申請を全面却下したことを不当として忌避の申し立てがなされていましたが、12月25日、最高裁はこれを却下しました。

これを受けて本年1月31日、第9回口頭弁論が行われ、当該裁判官から4月12日と7月25日の二回の期日が指定され、これにより結審する方針が示されました。提訴以来約3年を経て、安保法制違憲訴訟（国賠訴訟・東京地裁）は最終的な局面を迎えることとなります。

裁判の後、開催された報告集会で、弁護団からは次回以降の期日において証人として予定していた宮崎礼一元内閣法制局長官などの意見書を準備するとともに、青井美帆学習院大学教授からは「最近の辺野古基地建設の動きは憲法をなし崩し的に骨抜きにするもの」と指摘する追加意見書が届けられていることが紹介され、これらを証拠書類として提出する方針が確認されていました。

### 戦争への危険増大訴える （差し止め訴訟原告団）

一方、国賠訴訟と同時期に提訴された差し止め訴訟（東京地裁）は、昨年12月14日の第9回口頭弁論において前回に引き続き原告本人尋問が行われ、6人の原告がそれぞれ新安保法制によって生じる危険とその制定による被害を訴えました。

田中熙巳さんは長崎の被爆者。爆心地は地獄絵であったこと、被爆国である日本が核兵器禁止条約を批准しておらず、新安保法制は日本を戦争ができる国にするもので、当時のことがフラッシュバックし

て震えが止まらなくなると訴えました。

障がい者の原かほるさんは、父母も障がい者であり、小さい頃から障がい者に対する差別の中で生きてきたこと、戦時中は障がい者の虐殺があったり、疎開さえ許されなかった歴史を知ると恐怖に震えることがあったこと、障がい者は「炭鉱のカナリヤ」のようなもので、世の中の変化、戦争への危険の増大を敏感に感じていること、新安保法制によって国に役立つもののみが選別される風潮、障がい者への迫害が確実に強まっていると主張しました。

鉄道貨物運転士の橋本次男さんは、貨物列車は燃料などの危険物や、時には戦車を搭載することもあること、貨物列車などがテロの対象となることは海外では報告されており、運転手はひとり勤務で乗っ取りの危険もあること、新安保法制により自衛隊が海外で軍事的な行動を行う事に対する報復の恐怖を感じるようになったと訴えました。

森謙治さんは厚木基地のすぐ近くに住んでおり、かつて米軍機が墜落し、重大な被害が発生し、大きなショックを受けたことを今でも良く覚えていること、新安保法制により自衛隊が米軍と共同歩調をとるようになると、基地が攻撃を受けたり、テロの対象となる危険性が飛躍的に高まったこと、今は人工透析に連日通っているが透析患者は平和でなければ生きていけないことを訴えました。

ママの会の小川佳代子さんは、福島原発事故を見て、今まで安全とされていたものが崩壊したことを知ったこと、安保法制のルール無視の強行採決により民主主義の崩壊を目の当たりにし、「このままでは子どもが守れない」と思い、ママの会の活動に加わったこと、自宅近くに横田基地があるが、いつ落ちるか心配でたまらないことなどを述べました。

憲法学者の飯島滋明さんは、自分は戦後世代であるが傷痍軍人を見るなど戦争の悲惨は知っていること、現場を見ようというのが自分の方法論で、多くの自衛艦の聞き取り調査をおこなってきたこと、安保法制によるプレッシャーで自衛官を辞める人も増えていること、安保法制により「戦争で人を殺してはならない」という自分の根本概念が崩され、日本が軍隊を持ち、人を殺す国になると思うとつらい気持ちになること、安倍政権は結局は責任をとらず、

被害を受けるのは一般庶民、自衛隊員ということになるのは疑いようがないことを主張しました。

なお、差し止め訴訟の本人尋問はこの日で終了し、本年3月18日には証人申請の採否が決定される予定となっています。

昨年12月20日、名古屋地裁で安保法制違憲訴訟の第1回口頭弁論が開かれ、名古屋訴訟弁護団共同代表の青山邦夫弁護士は「集団的自衛権行使の容認は憲法9条の解釈とし到底認められない」「安保法制は我が国が他国のために戦争に加担することを可能にしている。憲法が定める国民の平和的生存権を侵害する」と主張しました。

青山弁護士は、名古屋高裁の裁判官時代の2008年、イラクに派遣された航空自衛隊の活動の一部を憲法9条違反と判断しました。この違憲判決は、「全ての基本的人権は平和の基盤なしに存立し得ない」として憲法前文の「平和的生存権」を抽象的理念ではなく、侵害された場合に裁判所に救済を求められる「具体的権利」として認めたものでしたが、この日の主張はこれを踏まえたものといえます。また、青山弁護士は、担当裁判官に対し「裁判官にも憲法を擁護する義務がある。明白な違憲立法について判断せず、沈黙を守れば、

義務を放棄することになる」とも訴えました。

一方、国側は「原告が主張する権利は、国家賠償法上保護された権利や法的利益と認められない」として請求を棄却するよう求めました。

この名古屋訴訟は東海3県などからの221名が原告となっており、ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英京都大学名誉教授も加わっています。

安保法制違憲訴訟は全国各地で日々様々に展開されていますが、札幌地裁では本年1月18日の国賠訴訟第8回口頭弁論期日で、岡山忠広裁判長が、原告側が申請していた原告17人の本人尋問と憲法学者ら7人の証人申請の採否の判断を示さず結審したことを受け、原告弁護団は裁判官3人の忌避を申し立てました。

札幌訴訟の弁護団共同代表の高崎暢弁護士は、「東京では証人の採否も審理し、本人尋問も行った。札幌地裁の訴訟指揮は悪質だ。」「原告本人の主張も聞かずに審理を打ち切るのは裁判の体をなしていない」と記者会見で批判しています。

(主な参考資料 2018年12月20朝日新聞記事、2019年1月19日北海道新聞、安保法制違憲訴訟の会ニュースNO.11)

## カード会社、会員に知らせず捜査当局に利用情報提供

**ホ**イントカード「Tカード」を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）が、捜査当局の求めに応じて会員に知らせず、任意に個人情報を提供していたことが明らかになり、捜査と個人のプライバシー保護の在り方が問題になっています。

Tカードはレンタル大手「TSUTAYA」やコンビニ、ドラッグストアなどで広く使われていますが、住所・氏名などの会員情報の外に利用履歴、ポイント履歴、レンタルした商品名などの情報があり、趣味や嗜好も含めた多くのプライバシー情報が蓄積されます。CCCによると、会員情報の捜査当局への提供は以前、裁判所が出す令状に基づいて実施していましたが、2012年、捜査当局が内部の手続きで出す「捜査関係事項照会書」のみで応じるよう、社内手続きを変えたということです。

CCC以外の大手ポイントカードも令状なく捜査当

局に顧客情報を渡していることが判明しており、また交通系ICカード「PASUMO」を扱う東京メトロは照会書での依頼に対し、自動改札機の通過記録（カード番号と時刻）を提供しています。スマートフォンゲームの運営会社からは令状なくスマホの位置情報が入手できるということです。位置情報取得をめぐるのは、最高裁は2017年、深刻なプライバシー侵害を指摘し、令状なく端末を取り付ける捜査を違法としたため、捜査当局は、大手携帯電話会社から情報を取得する際は令状を要求されていますが、ゲーム会社はその抜け道のような扱いになっています。新潟大学の鈴木正朝教授は、「個人情報保護法は法令に基づく情報の第三者提供を認めるが、中身を精査せず漫然と出すのは違法の可能性がある。運営会社は照会件数や提供内容を公表し説明責任を果たすべきだ」と指摘しています。

(主な参考資料 2019年2月4日朝日新聞、同2月13日東京新聞)

## 各国で興味深い取り組み —台湾法律扶助国際会議

2月15日に開かれた司法アクセス研究会では、昨年11月1日～3日にわたって開かれた台湾法律扶助国際会議について、法テラス本部の冨田さとこ弁護士（犯罪被害者支援課長）から報告をいただきました。この会議は、「法律扶助の地平線拡大（Expanding the Horizons of Legal Aid）」というテーマのもとで、アジア諸国・地域（台湾、インド、ビルマ、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、フィリピン、タイ、ベトナム）はもとより、イギリス、オランダ、アメリカ、カナダ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランドの18か国が参加し、法律扶助をめぐる広範な視野から検討がなされました。

基調報告をしたスコットランドのアラン・パターソン教授は、法律扶助を社会サービスの一つとして位置づけ、課題として、

- ① 利用者中心主義（Client Centered Lawyaring）
- ② 弱者の法的ニーズの把握（Identifying the Needs of Vulnerable People）
- ③ 早期介入による悪化の防止（Prevention Through Early Intervention）
- ④ 弱者のニーズを満たすこと（Meeting the Needs of Vulnerable Persons）
- ⑤ 弱者のためのサービスの質の保証（Quality Assuring for Vulnerable）
- ⑥ アクセス困難者への支援・総合的なサービス提供の利点（Reaching the Hard to Reach-the merits of holistic service provision）
- ⑦ アクセス困難者への支援・移動型のサービス提供（Reaching the Hard to Reach-a mobile service）

⑧ アクセス困難者への支援・テクノロジーの利用（Reaching the Hard to Reach-using technology）の8つを挙げました。

主催した台湾からは、2017年の法律扶助予算は2005年に比べると4倍（約4,550万ドル）に伸びていること、2015年の法律改正により、障がい者のニーズに適時に応えることや、法律扶助サービスの質を保障すること、外国人等への法律扶助を拡大することなどがうたわれたことが報告されました。また2019年には支部での法律扶助オンライン申込みや文書の電子化を進める予定だということです。

国別レポートでは、ブラジルのパブリック・ディフェンダーが2004年には3,154人であったものが2018年には6,586人に増加していること、インドネシアでは、被拘禁者や受刑者は矯正データベースを利用してオンラインで法律扶助の申込みをしていること、韓国ではKLAC（法律救助公団）の教育センターで移民や外国人配偶者のための法教育をおこなっていることなどが報告されました。またアメリカでも歴史の古い法律扶助組織であるニューヨーク法律扶助協会はニューヨーク最高裁から予算を得ているなど、興味深い活動が紹介されています。

テーマ別の検討ではニーズ調査、アウトリーチ、包括的な支援・福祉との連携、先住民への支援などが取り上げられました。また日弁連が昨年まとめた高齢者・障がい者の法的ニーズ調査についても紹介されました。

台湾国際法律扶助会議報告の詳細は、ホームページに掲載されています。

(<http://www.shihouaccess.jp>)

# 『法律扶助の質』を定義する ～第3回 ILAC 国際会議の報告～

法テラス高知法律事務所 常勤弁護士 大野 鉄平

## 1. はじめに

2018年11月13日から15日にかけて、東ヨーロッパに位置するジョージアの首都トビリシで第3回刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国際会議（Third International Conference on Access to Legal Aid in Criminal Justice Systems、以下「ILAC 国際会議」という。）が開催された。会議には60を超える国々より270以上のパブリック・ディフェンダーや弁護士会関係者、実務家、研究者等が参加し、私も日弁連からの派遣でILAC 国際会議に出席した。

今回のILAC 国際会議の中心課題のひとつは、『法律扶助の質』であった。アフリカ諸国をはじめとする発展途上国では、質の伴った法律扶助の実現が喫緊の課題とされており、会議を主催するインターナショナル・リーガル・ファンデーション（以下、「ILF」という。）は2016年に公表したブックレットにおいて、<sup>1</sup>法律扶助に関する国際人権基準や各国の実務運用を参考に、『法律扶助の質』を測定するための原則を示している。今回の会議では、『法律扶助の質』に関する基準をどのように設定し、質の伴った法律扶助を実現していくためにもいかなる取り組みをすべきかなどについて意見が交わされた。

『法律扶助の質』をめぐる議論は、日本の法律扶助と無縁ではない。『法律扶助の質』を定義することは、法律扶助のミニマム・スタンダード（最低基準）の設定につながるからだ。ILFの代表理事であるジェニファー・スミス氏は、合衆国において法律扶助予算がたびたび削減されている現実を振り返りながら、政府による予算削減に対抗するためにはより明確な法律扶助のミニマム・スタンダードを設定する必要があると述べる。日本でも長野県にある法テラス松本法律事務所の閉鎖が一部メディアにより報じられるなど、<sup>2</sup>事務所の閉鎖に向けた動きが活発化している。事務所の閉鎖により市民の司法アクセスに一定

の影響が生じることは避けられず、閉鎖による『法律扶助の質』への影響は市民の大きな関心事となっている。事務所の閉鎖により、当該地域の法律扶助へのアクセスがミニマム・スタンダードを割り込むことはないのだろうか。質の伴った法律扶助を市民に保障するためには、その前提として『法律扶助の質』が何であるかを定義する必要がある。

本稿ではILAC 国際会議の概要を紹介した後、ILFが提示する『法律扶助の質』に関する原則を概説する。そのうえで、『法律扶助の質』をめぐる国際的な動きを日本の文脈でどのように理解すべきか、私見を示したい。

## 2. ILAC 国際会議とトビリシ宣言

ILAC 国際会議は2012年に刑事司法制度における法律扶助へのアクセスに関する国連原則ガイドライン（以下、「国連原則ガイドライン」という。）が国連総会で採択された後、各国における国連原則ガイドラインの実施状況を議論するために2年に1度の頻度で開催されている。2014年の第1回ILAC 国際会議は南アフリカ・ヨハネスブルグで開催され、2016年の第2回会議はアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された。会議の最後には成果文書が採択され、参加者は自由に成果文書の起草作業に参加す



第3回 ILAC 国際会議（ジョージア）

1 The International Legal Foundation, “Measuring Justice: Defining and Evaluating Quality for Criminal Legal Aid Providers” (November 2016)

2 日本経済新聞電子版「法テラス、初の地方拠点閉鎖へ 松本など年度内にも」（2018年9月5日）

ることが許されている。今回は3日間の日程で合計17のセッションが設けられ、その中には「早期の法律扶助へのアクセスを保障するための課題」や「過剰な起訴前勾留を減少させるための戦略」、「法律扶助の効率や質を改善するための優れた実践と課題」など、法律扶助の質に関わる重要なセッションも多く含まれていた。会議の資料や各セッションの動画は、ILAC 国際会議のホームページ<sup>3</sup>で公開されている。

今回の ILAC 国際会議では、成果文書としてトビリシ宣言が採択された。トビリシ宣言には、質の伴った効果的な法律扶助サービスを提供するため、国は十分な予算を拠出しなければならない旨が明記された。そして、外部監査機関による法律扶助サービスの審査等、法律扶助の質を維持する制度の必要性が確認された。また、刑事にとどまらず、民事・行政法分野の法律扶助に踏み込んだ点も大きな進歩である。

もとより国連原則ガイドラインは刑事司法制度における法律扶助を対象としており、民事・行政法分野の法律扶助は対象とされていない。そのため、これまでの ILAC 国際会議では主に刑事分野の法律扶助について議論がなされていた。しかしながら、2015年に持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）が国連総会で採択され、SDGsの目標16に司法アクセスが掲げられたことで、刑事のみならず民事・行政法分野の法律扶助も議論の対象としようとする機運が生まれた。トビリシ宣言の起草段階では、民事・行政法分野の法律扶助についても言及すべきかどうかについて、国連原則ガイドラインの枠組みを維持しようとする UNODC 事務局と参加者との間で激しい議論が交わされたが、家事や労働等、刑事以外の法律扶助があらゆる形態の差別を克服する上で重要な意味を持つことは否定できず、最終的にトビリシ宣言では民事・行政法分野の法律扶助についても言及する運びとなった。

今後、ILAC 国際会議が国連原則ガイドラインの枠組みを重視した会議運営を行うのか、それとも SDGs の流れを汲んで刑事分野のみならず民事・行政法分野の法律扶助にまで議論を拡充させていくのか、会議の運営にも注視していきたい。

### 3. 『法律扶助の質』に関する原則

資力のない被疑者・被告人が無償で法律扶助を受ける権利は、国際的に広く受け入れられた法原則であり、公平な裁判を受ける権利の重要な要素である。国連原則ガイドラインは各国に対して、懲役刑または死刑に当たる事件について、刑事司法手続きのすべての段階で被疑者等に法律扶助を受ける権利を保障するよう求めており、国連原則ガイドラインや自由権規約14条（公平な裁判を受ける権利）に従い、ほとんどの国では所得の低い被疑者・被告人に対して無償の刑事法律扶助が保障されている。しかしながら、法律扶助を受ける権利や公平な裁判を受ける権利は、公判に出廷する弁護人が存在すればそれだけで充足されるものではない。公平な裁判を受ける権利が一定の質の伴った法律扶助を求めていることは、近年の国際人権基準の発展により明らかとなっている。<sup>4</sup>

ILF は法律扶助に関する国際人権基準を調査し、2016年に公表したブックレットにおいて早期の代理援助や身柄解放のための弁護活動、依頼者中心の弁護活動など、『法律扶助の質』に関する10の原則を示している。今回の ILAC 国際会議では『法律扶助の質』を議論するに当たり ILF のブックレットが参照されており、ILF の研究は『法律扶助の質』を巡る国際的議論を牽引しているといえる。

ILF は『法律扶助の質』に関する10の原則のひとつとして、早期の代理援助の実現を挙げ、法律扶助提供者は逮捕から間もない時間に依頼者と面会するよう努めなければならないとしている。早期の代理援助の実現は国連原則ガイドラインにおいても定められており、<sup>5</sup>日本でも法テラスの年度計画において、被疑者国選弁護事件の指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの目標時間が24時間に設定されるなど、<sup>6</sup>日本国内でもすでに受け入れられた法原則である。そして、この原則に従った法律扶助サービスが提供されているのかどうかを評価するため ILF は、「選任から24時間以内に初回接見を実施したかどうか」という、より具体的な評価項目を提示している。

また、身柄解放のための弁護活動も『法律扶助の質』に関する原則のひとつに挙げられている。ILF は、法律扶助提供者は適切な場合、公判前勾留から依頼者を解放するための弁護活動に尽力しなければなら

<sup>3</sup> <http://ilac2018.ge/>

<sup>4</sup> ILF Booklet, supra note 1., p.9.

<sup>5</sup> 国連原則ガイドライン、パラグラフ27及び43(d)

<sup>6</sup> 平成30年度日本司法支援センター年度計画、6頁

ないとする。国連自由権規約委員会<sup>7</sup>やヨーロッパ人権裁判所<sup>8</sup>は、自由権規約9条4項ないしヨーロッパ人権条約6条2項に基づいて、身柄解放のための弁護士へのアクセスが人権として保障されるとの立場を明らかにしている。このような法理はヘイビアス・コーパス (Habeas Corpus) という英米法の理論に基づいており、国際的に広く受け入れられている。そして、この原則に従ったサービスが提供されているのかどうかを評価するため、ILFは「身柄解放に向けた弁護活動を行うため、裁判所に申立を行ったか」という、具体的な評価項目を提示している。

このようにILFは、国際人権基準に基づいて『法律扶助の質』に関する原則を設定し、各原則から個々の評価項目を導き出すことで、国際人権基準の要求する質の実現を目指している。

#### 4. 日本の法律扶助に対する示唆

私の関心は、以上のようなILFによるアプローチを法テラスの運営に利用できないかという点にある。法テラスのホームページでは、平成31年3月31日付けで法テラス松本法律事務所（長野県）及び法テラス八戸法律事務所（青森県）を閉鎖することを公表しているが<sup>9</sup><sup>10</sup>、事務所が閉鎖に至った理由は公表されていない。閉鎖に伴う市民への影響をどのように評価すべきなのか。この点に関連して、平成29年10月に公表された法テラスに対する予算執行調査において財務省は次のように指摘している。<sup>11</sup>

『司法過疎地域事務所』のうち、当該地域の登録弁護士数が大きく増加した地域の事務所については、弁護士へのアクセスが困難な場所にあるとは言い難いと考えられる。そのような事務所については、『司法過疎地域事務所』設置の趣旨に鑑みて、統廃合も含めた見直しを進めるべき。

事務所の統廃合に向けた動きが、以上のような財務省の見解に影響されていることは否定できない。注目すべき点は、財務省が登録弁護士数の増加から事務所を維持する必要性を論じている点である。こ

こでは『法律扶助の質』はほとんど考慮されていない。『法律扶助の質』の向上と登録弁護士数の増加がイコールでない限り、登録弁護士数が増加したところで、重要な法的ニーズが充足されないまま放置されることは十分に考えられる。登録弁護士数の増加に重きを置いた結果、『事件過疎』の放置という新たな懸念に発展することにはならないだろうか。司法アクセスに携わる者であれば誰でも、このような疑問にたどり着くことだろう。

問題の本質は、『法律扶助の質』を理論的に評価する指標が定着していないことにある。登録弁護士数や財政的効果、効率性だけでは、法テラスが担うべき公益的活動は評価できない。このような公益的活動は裁判を受ける権利をはじめとした人権保障に根差しており、法テラスの活動を評価するうえでも人権の理念が反映されるべきである。『法律扶助の質』に関する原則は国際人権基準を根拠としており、事務所閉鎖に伴う市民への影響を評価する指標として十分に参考になる。事務所の閉鎖により早期の代理援助の実現に影響はないか、あるいは勾留決定に対する準抗告など、身柄解放に向けた弁護活動に影響はないか。当該地域の統計を慎重に検討し、地域の問題を把握することで、事務所の閉鎖後もミニマム・スタンダードを達成し得るかどうか予測が可能となるはずだ。

また、民事・行政法分野の『法律扶助の質』への影響も考慮されるべきであろう。ILAC国際会議では主に刑事法律扶助を中心に議論されてきたが、今回の国際会議ではSDGsの採択を契機に民事・行政法分野にまで議論が及んだ。民事・行政法分野であっても法律扶助に関する国際人権基準は存在し、すでに受刑者<sup>12</sup>や精神障害者<sup>13</sup>などについては法律扶助へのアクセスを各国に求める国連総会決議が採択されている。ILFのアプローチを参考にすれば、既存の国連総会決議などの公的文書に基づいて具体的な評価項目を作成することは可能である。刑事のみならず、民事・行政法分野においても、国際人権基準に基づいた評価項目が作成され、法テラスの公益的活動がより適正に評価されることを期待したい。

以上

7 国連自由権規約委員会, *Berry v Jamaica* (1988年)

8 ヨーロッパ人権裁判所, *Ocalan v Turkey* (2005年)

9 法テラス・ホームページ「法テラス松本法律事務所を閉鎖します」(最終閲覧日2019年1月14日) [https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/nagano/news/matsumoto\\_heisa.html](https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/nagano/news/matsumoto_heisa.html)

10 法テラス・ホームページ「法テラス八戸法律事務所を閉鎖します」(最終閲覧日2019年1月14日) <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/aomori/news/aomori1201812281606.html>

11 財務省「総括調査票 平成29年10月公表分(15事案)」2頁

12 Nelson Mandela Rules, Rule 61.

13 UN Principles for the Protection of Persons with Mental Illness and for the Improvement of Mental health Care, Principle 18.1

## 編集後記

### Editor's notes

- ◇ 改正入管法は、日本経済が外国人労働者の本格的な受け入れなくしてはやっていけない現実を如実に示していますが、これからの外国人労働者政策はこれまで「技能実習生」が直面したさまざまな困難な経験を踏まえたものにしていかなければならないと思います。失踪や受け入れ先の不正、人権侵害がなぜ起きるのか、深刻な反省と原因の掘り下げが必要です。
- ◇ 法曹志願者減少への対策として「法曹コース」の新設による養成期間の短縮などがはかられようとしていますが、司法改革が提起した過去の司法試験の問題点を改めて考えることが必要です。
- ◇ LGBTの人々など、性的少数者の権利への世界の理解は急速に進んでいますが、同性婚をめぐる議論は日本では始まったばかりです。今回の訴訟は「少数者として生きる」人々の自由を考える機会としても貴重なものだと思います。
- ◇ いじめや虐待に対する学校や児童相談所の対応強化の一環として、弁護士の常駐やスクールロイヤーが検討されています。こうした施策が既に行われている地域の経験を踏まえた、有効なものになることを期待します。
- ◇ 内部通報者に不利益取り扱いをした事業者への罰則規定は今回も盛り込まれていません。政府は有効に機能する内部通報制度を本当に求めているのか疑問が残ります。
- ◇ 東京地裁は、2月5日、日産元会長のゴーン被告の三度目の保釈申請を認めました。罪状を否認している被告の保釈を認めない「人質司法」への批判は海外でも大きくとりあげられてきましたが、今回の保釈を機に、これまでの制度運用が見直されることを期待します。
- ◇ 厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正な抽出問題は18年1月のデータ補正についてもひそかに行われていたことが判明し、組織的な隠ぺいや政権の関与が疑われています。国家機関による不正な統計の作成は、科学的分析の出発点を奪うという点でも重大な問題です。問われているのは国の信用です。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、[shihouaccess.suishin@gmail.com](mailto:shihouaccess.suishin@gmail.com) にお寄せください。